

ウクライナの言語政策関連文書における「国家語」の 定義と運用について¹

池澤 匠

はじめに

現在のウクライナではロシア語ならびに他の多くの少数言語が話される中、憲法 10 条でウクライナ語が「国家語(державна мова)」として規定されており、² 国レベルで唯一の法的優位性が保障されている。この「国家語」という用語は旧ソ連地域において言語の法的地位を示すのに広く用いられており、ロシアの государственный язык(ロシア連邦憲法 68 条)や、³ ベラルーシの дзяржаўна мова(ベラルーシ共和国憲法 17 条)が相当する。⁴ かくしてウクライナを含む旧ソ連地域における言語状況を議論する際には、この「国家語」の概念に触れざるを得ない。実際に我が国で刊行されているウクライナ語の入門書では「ウクライナ語は憲法で規定されたウクライナの家語」であることが言及されているが、⁵ 当該用語は日本において一般的であるとは言い難い。そのためか、『「国家語」という用語で念頭に置かれているのは、官公庁、教育、文化、学術、通信などの分野におけるウクライナ語の使用である(ビジネス、社会生活あるいは日常会話における使用は対象外)』といった補足説明がなされる場合がある。⁶

英語では言語の地位を指す名称として official language や national language が一般的であるが、ウクライナを含む旧ソ連地域における「国家語」に限っては state language と訳されるか、official language が類似概念として用いられる。このようにウクライナにおける「国家語」は日本語・英語の双方で使用が稀な用語に訳出されるか、代替表現が用いられるが、加えて言語の地位に関する用語は定義が重複する場合も多々ある。日本の『言語学大辞典』では「国語」が「標準語」「公用語」「共通語」と相互に共通する部分が多く、また「国家語ともいう」ことが述べられており、⁷ これらの語の区

¹ 本論文は JSPS 科研費特別研究員奨励費 22J12435/22KJ0866「脱ロシア化と再ウクライナ化:現代ウクライナに於ける言語イデオロギーの二面性」(代表研究者:池澤匠)ならびに JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP 2108 の助成を受けた研究成果の一部である。本稿は 2022 年 9 月 19 日から 21 日に開催された 17th Annual Meeting of the Slavic Linguistics Society での口頭発表 Linguistic Terminology in Ukrainian Media Discourse: What is Meant by State, Official, National Language or Dialects? の一部を大幅改訂の上、論文に書き改めたものである。

² *Офіс Президента України*. Конституція України [https://www.president.gov.ua/documents/constitution] (2023 年 5 月 27 日閲覧)。

³ *Администрация Президента России*. Конституция Российской Федерации [http://kremlin.ru/acts/constitution] (2023 年 5 月 27 日閲覧)。

⁴ *Прэс-служба Прэзідэнта Рэспублікі Беларусь*. Канстытуцыя Рэспублікі Беларусь [https://president.gov.by/be/go_sudarstvo/constitution] (2023 年 5 月 27 日閲覧)。

⁵ 中澤英彦『ニューエクスプレスプラス ウクライナ語』白水社、2021 年、8 頁。

⁶ イーホル・ダツェンコ/原田義也訳『民族・言語構成—スラヴ、ゲルマン、ロマンスからテュルクまで』、服部倫卓・原田義也編著『ウクライナを知るための 65 章』明石書店、2018 年、76 頁。

⁷ 亀井孝・河野六郎・千野栄一編著『言語学大辞典 第 6 巻 述語編』三省堂、1996 年、546 頁。

別が曖昧であることが示されている。かくして言語の地位に関する名称は各言語社会によって異なる上に、表す概念が類似しており、ウクライナの「国家語」の概念が通例の訳語である日本語の「国家語」、英語の *state language* に対応するかという疑問が生じる。

その一方でフィッシュマンが「*national language* と *official language* などの用語は、国による違いが著しく、もはや何を意味しているのか曖昧なまま使わざるを得ない」と述べているように、⁸ これらの用語は言語によらず、各国・各地域の言語事情や言語政策によって適用範囲が大きく左右される。例えばフランス語で「国家語」に当たる *langue d'État* は英語の *state language* よりも比較的頻繁に用いられる語句であり、⁹ ピエール・ブルデュエ (Pierre Bourdieu, 1930-2002) は『話すということ：言語的交換のエコノミー』(Ce que parler veut dire : l'économie des échanges linguistiques, 1982) で言語と国家の関係を論ずる際に「公的場面および公的場所(学校・官公庁・政治機関など)で[使用が]義務付けられる公用語(*langue officielle*)」の意味で言及している。¹⁰ この *langue d'État* はウクライナを含む旧ソ連地域に関するフランス語文献でも頻出するが、他方で「フランスでは国語(*langue nationale*)・公用語(*langue officielle*)・国家語(*langue d'État*)は区別されない。それに対し、旧ソ連諸国の大部分では、この区別が存在し、基本的には市民性(*citoyenneté*)と民族性(*nationalité*)の分離に基づく。両者もまた、西欧および南欧の多くの国々で一体化している」ことが指摘される。¹¹ 故に旧ソ連地域における「国家語」を扱う際には、単に対応し得る用語を当てはめるのではなく、それが特定の言語状況・言語政策を反映した概念であることを踏まえなければならない。翻って言えば、ウクライナにおける「国家語」という言語地位の定義と運用は、同国の言語状況ならびに言語政策を考察する上で重要な観点となる筈である。

本稿では、旧ソ連地域で用いられる「国家語」の概念がウクライナにおいて如何なる使用範囲を想定し、また如何なる言語イデオロギーを体現するかを、社会言語学一般における言語地位の議論を踏まえた上で、同国の言語政策関連文書を中心に分析することを目的とする。続く第 1 章では主に *official language* や *national language* といった概念が如何に学術的に議論されてきたかを概観し、ウクライナにおける「国家語」を考察する上で有用な論点を整理する。第 2 章では旧ソ連末期から現代に至る、言語政策に関連する憲法規定・言語法・法律解釈を参照しつつ、国家体制の変化・東西の政治対立・ロシアとの敵対関係などといったウクライナ社会の情勢が、どのように「国家語」の定義と運用に反映されてきたか、通時的に論じる。最後の第 3 章では先行の分析を総括し、現在のウク

⁸ Joshua A. Fishman, *National Languages and Languages of Wider Communication in the Developing Nations*. *Anthropological Linguistics* 11, no. 4, 1969, p. 129. なお本稿では次章から社会言語学における「国語」「公用語」「国家語」の用語論を議論する際には、それぞれ英語で *national language*, *official language*, *state language* と記す。

⁹ *langue de l'État* ないし *langue étatique* とも綴られる。

¹⁰ Pierre Bourdieu, *Ce que parler veut dire : l'économie des échanges linguistiques*, Paris : Fayard, 1982, p. 27.

¹¹ Jean-Pierre Janheau, Bélarus, de la langue à l'État. *Glottopol : Revue de sociolinguistique en ligne* 1, 2003, p. 106.

ライナにおける「国家語」の成立背景・定義・機能を改めて検証する。

1. 言語の地位に関する先行研究

本章では研究の理論的枠組として、個別事例に限らない、社会言語学一般で提起されてきた各種言語地位の定義ならびに区分を取り上げる。当然ながら、ウクライナにおける「国家語」に関しては同国における法学や社会言語学の見地からも論じることが出来る。しかし前章で見たように言語地位の名称は定義や運用が各国・各地域の言語政策や言語事情によって大きく異なることが想定される故、本研究では敢えてウクライナにおける「国家語」を局地的な現象として捉え、その成立背景にある社会情勢や、体现する言語イデオロギーを含めた議論を、社会言語学一般における総括的な研究成果を基に考えていきたい。

1.1. official language と national language

社会言語学において言語の地位が議論される場合、national language と official language の区別が重要視されるが、ユネスコによる 1953 年の定義が代表的なものとして扱われる。これによれば前者は「政治的・社会的・文化的な実体の言語」、後者は「政府の業務で使用される言語」である。¹² この定義は極めて単純であり、一見 national language は nation の言語で、official language は office の言語であることに言及しているに過ぎない。しかしながら、これから取り上げる先行研究は基本的に当該区分に基づいており、ある言語地位が帰属を示すのか、使用範囲を示すのか、また誰が用いるのか、何処で用いられるのか、という議論が中心である。

ホームズは national language と official language を対照的に定義しており、彼女によれば両者の違いは「感情的—指示的次元(affective-referential dimension)」ないし「イデオロギー的—実用的次元(ideological-instrumental dimension)」に帰結する。¹³ つまり national language は「ある政治的・文化的・社会的集団の言語」としてネーション統合のために発展・機能するのに対し、official language は単に政府の業務に使用される言語のことを指し、その機能は「象徴的(symbolic)」というよりも、実用的(utilitarian)なものが中心である。¹⁴ 更に national language と official language は国によって事実上存在するか、法律上規定されているかという違いの他に、両者の概念が区別されるか否かの点で差異がある。一般的に単一言語国家と言われる国では両者の機能を単一の言語が担い、多言語国家では「一方で政治的および社会的目標を達成するために、他方でより実際のならびに実用的な需要に応えるためにあらゆる組み合わせ」が用いられる。¹⁵ 言語政策の面では「一ネーション一言

¹² UNESCO, *The Use of Vernacular Languages in Education*, Paris: UNESCO, 1953, p. 46.

¹³ Janet Holmes, *An Introduction to Sociolinguistics*, London: Routledge, 2013, p. 102.

¹⁴ *Ibid.*, p. 103. なお本稿では後述する用語論の問題から、以降は英語で言う nation は「ネーション」と記す。

¹⁵ *Ibid.*

語」のスローガンの下、多くの国々で単一の national language がネーション統合の手段として制定されており、特に過去 1 世紀では独立の確保が喫緊の課題である旧植民地諸国にこの傾向が見られる。¹⁶ ホームズはまた、ネーションを代表する official language の選択には支配的な言語集団の規模的ないし政治的優位性が重要な要素であることを述べた後に、ある言語変種が公的な使用に適した official national language に至る過程としてハウゲンが提唱した言語標準化のスキームを援用している。¹⁷ ハウゲンは言語標準化の過程を「規範の選択(selection of norm)」「形式の成文化(codification of form)」「機能の造成(elaboration of function)」「社会での容認(acceptance by the community)」の 4 段階に区分している。¹⁸ ホームズは最終段階を「容認の確保(securing its acceptance)」と呼び、地位計画(status planning)ないし権威付け計画(prestige planning)とも言及し、ある言語変種の威信を高め、人々が当該言語に対する誇りと忠誠心を持つようになることが重要であることを述べている。¹⁹

以上をまとめると national language は特定の集団と関連づけられるのに対し、official language は特定の用途に結び付けられる。また前者の形成過程にはナショナリズムといったイデオロギーが大きく関わるのに対し、後者の選択には国全体の共通語(リンガ・フランカ)として採用し得るかという、より実用的な基準が設けられやすい。このように national language をネーションのものとして、official language を公的なものとする区別は一見明確なものに映るが、他方で national language が指す「ネーション」という言葉自体が多義的である問題が残る。

1.2. ネーションイズムとナショナリズム

フィッシュマンは新興国における言語政策を 3 つのタイプに分類している。²⁰ これによると社会文化のおよび政治運営上の統合を欠く「タイプ A」の国々では旧宗主国の言語が national language ないし official language として選択される。反対に社会文化的統一が既に確立している「タイプ B」の

¹⁶ Ibid., p. 106.

¹⁷ Ibid., pp. 107-108.

¹⁸ Einar Haugen, *Dialect, Language, Nation*. *American Anthropologist* 68, 1966, pp. 922-935.

¹⁹ Holmes, *An Introduction to Sociolinguistics*, p. 107. なおハウゲンは言語標準化の過程を 1983 年に見直しており、「容認(acceptance)」は地位計画(status planning)ならびに言語の機能的側面(function)の整備に当たる「実施(implementation)」の段階に改訂されている。彼は「実施」の段階を言語の「教育的普及(educational spread)」として捉え、これに教育を通じた「訂正過程(correction procedures)」と「評価過程(evaluation procedures)」を含めている。Einar Haugen, *The Implementation of Corpus Planning: Theory and Practice*, in Juan Cobarrubias, Joshua A. Fishman, eds., *Progress in Language Planning: International Perspectives*, Berlin: Mouton, 1983, pp. 269-289. 他方でホームズは 1966 年のハウゲンによる枠組を引用しつつ、「容認」の段階における当該言語に対する態度(attitude)の重要性を説いている。この事例として、タンザニアでスワヒリ語が普及した背景に、当時のニエレレ大統領自身が同語を演説や政治的著作で積極的に関与し、シェイクスピアの訳を著したことで言語地位が向上したことや、数多の言語が話される中でリンガ・フランカとして人々の統合の象徴となったことが挙げられている。Holmes, *An Introduction to Sociolinguistics*, p. 109-110.

²⁰ Fishman, *National Languages and Languages of Wider Communication*, p. 111-135.

国々では単一の現地語が national language に選ばれる。複数の民族集団が存在する「タイプ C」の国々では地域レベルで「タイプ B」の選択が採られるが、国レベルでは国内対立を避けるために宗主国の言語が official language ないし working language として用いられる傾向にある。この論考の中でフィッシュマンは「タイプ A」と「タイプ B」の選択の背景にあるイデオロギーについて、前者をネーションイズム(nationism)、後者をナショナリズム(nationalism)として区別している。彼はネーションを「国(country)」「政体(polity)」「国家(state)」の類義語である政治地理的実体として、またナショナルリテイを政治地理的実体を有するとは限らない社会文化的実体として定義している。²¹ この枠組でネーションイズムは「政治的境界線が最も顕著で、それが包含される人々の直感的な社会文化的性格に関係なく、その維持や強化に最も力が注がれる」場合に、ナショナリズムは「共通のナショナルリテイを明示する人々に相応しい社会文化的統合を追求する」場合に見られるものとして論じられる。²²

ナショナリズムとネーションイズムの概念はホームズが言うところの「感情的—指示的次元」と「イデオロギー的—実用的次元」に対応するように見えるが、フィッシュマンの用語論に倣えば national language は「民族」ならびに「国体」双方の「イデオロギー的次元」を体現すると考えられる。ファソルドはフィッシュマンの議論を援用しつつ、言語の機能的側面に着目した上で national language を「ほぼ完全にシンボルとして機能する国旗」に例えて「ナショナリズムの目的に使われる言語」として、official language を「国有鉄道の線路や車両のようなもの」に例えて「ネーションイズムの目的に使われる言語」だとしている。²³ 更に 3 つ目の用語として「コミュニケーション言語(communicative language)」が言及されており、これは日常生活の場面で広く用いられる言語のことを指している。ファソルドはネーションイズムの懸案として、国の機能のために特定の言語が立法府・教育機関・軍隊・警察で用いられることを挙げており、つまり彼の言う official language は政府機関で用いられる言語ということになる。他方で、ある言語の公的性格は単に使用分野だけでなく、その言語の地位が法的に明文化されているか否かという観点からも論じられる筈である。

1.3. state language を含めた議論

デイヴィスとドゥビンスキーは英語では珍しい state language の概念を含めた言語の地位に関する議論を展開している。²⁴ 彼らはネーションを文化・エスニシティ・歴史・宗教・言語などといった特徴に基づいた共通のアイデンティティを持つ人々として、国家(state)を特定の領土に対して政府が

²¹ Joshua A. Fishman, Nationality-Nationalism and Nation-Nationism, in Joshua A. Fishman, Charles A. Ferguson and Jyotirindra Das Gupta, eds., *Language Problems of Developing Nations*, New York: John Wiley & Sons, 1968, p. 39.

²² Ibid., p. 42, 43.

²³ Ralph Fasold, What National Languages are Good for, in Florian Coulmas, ed., *With Forked Tongues: What are National Languages Good for*, Singapore: Karoma Publishers, 1988, p. 181.

²⁴ William D. Davies and Stanley Dubinsky, *Language Conflict and Language Rights: Ethnolinguistic Perspective on Human Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press, 2018, pp. 99-131.

主権を持つ政治的実体として区別し、政治的・民族的アイデンティティが一致する地理的領域としては国民国家(nation-state)の概念を挙げつつも、国家を形成するのは必ずしも単一のネーションとは限らない点に触れている。かくして両者にとって national language は「あるネーション、即ち特定の文化・エスニシティを共有する人々の集団に関連づけられる」言語であり、また state language ないし official language である必要は無い。²⁵ デイヴィスとドゥビンスキーはファソルドが論ずるところの、国民国家において言語が果たし得る機能を①国家の象徴、②政府運営の手段、③人々の間で共通するコミュニケーション手段に要約した上で、state language は national language と異なり、②に相当する政府業務・公的商取引・法律の分野における機能しか果たさないものとして定義しており、official language を「法律によって義務付けられているか、国家の憲法に明記されている state language」としている。²⁶ 今まで見てきた分類は何らかの二項対立に基づいていたが、デイヴィスとドゥビンスキーの用語論は入れ子形式になっている点が特徴的である。つまりどんな言語でも、大小問わず、特定の人間集団に共有されていれば national language と定義され、これらのうち行政的機能を有していれば state language として、更に法的に地位が定められていれば official language として位置付けられる。他方で、この類型論では national language と state/official language について「イデオロギー的一実用的次元」が成り立っている。

西島は日本語で用いられる「国語」を『美しい国語』といったように情緒性をもって語られることが多い概念として位置付け、「国家語」は「必ず法的に制定され、実務的であり、情緒性が主張されることはない」と述べており、「情緒性」の有無を差異として強調している。²⁷ この論拠には言語問題を抱えていた 19 世紀半ばのオーストリア＝ハンガリー帝国で生まれた Staatsprache の概念が、後に多民族国家を形成しつつあった戦前日本で保科孝一によって「国家語」と訳され、戦後に日本語が国際化するなか、田中克彦によって議論されてきた経緯がある。西島によれば「国家語」は多言語状況の中で論じられてきたものであり、概念の成立史上、国民国家を前提とした「国語」と性格が異なる。しかし西島は「国家語」が単一言語主義的にも多言語主義的にも用いられてきたことに触れ、更に「国家語も『国家の言語』である以上、その権力性・暴力性を無視することはできない」と述べている。²⁸ たとえ複数の national language ないし「国語」の存在を前提とした概念であったとしても、実際の言語政策において state language は国体の維持・統合という、先述のネーションイズムのようなイデオロギーを反映すると考えられる。

²⁵ Ibid., p. 102.

²⁶ Ibid.

²⁷ 西島佑「国家語の概念小史：19 世紀半ばから 20 世紀前半のドイツ語圏、保科孝一、田中克彦までにおける」『言語政策』13 号、2017 年、2、14 頁。

²⁸ 同前、15 頁。

1.4. 言語の地域的区分

ここまで見てきた議論では、national language も state language も主に国レベルの言語の地位として扱われてきた。しかしながらフィッシュマンの言う「タイプ C」の国々のように、地域レベルで異なる言語が事実上ないし法律上、公的なコミュニケーションの手段として用いられる場合は珍しくない。プランによれば、²⁹ アフリカにおいて英語やフランス語などといった異国語(exolect)が official language の役割を担うのに対し、国によって national language の実情は異なる。特定の民族が人口の大部分を占める国家であれば多数民族の言語に national language の地位が付与されるが、多民族国家ではエチオピアのように全ての現地語(chthonolects)が認知される場合もあれば、インドのごく一部の主要な民族の言語(choralects)しか national language にならないケースもある。³⁰ かくしてプランは national language について「4つの意味」があると述べており、以下のように分類している。³¹ ①ある国家で用いられる「全て」の「領域語(chthonolects/territorial languages)」、②地理的配分において第二位にあたる「僅か」な「地域言語(choralects/regional language)」、③民族間あるいは多数民族の言語のうち当該国家全体で「単一」かつ「支配的」な「共通語(demolect/language-in-common)」ないし「共同体言語(community language)」、④単一言語・民族国家でシンボルとして政府の業務で「支配的」かつ「公的」に機能する「中央言語(politolect/central language)」。最後の④は革命後のフランスを始めとした18世紀から19世紀のヨーロッパにおける国民国家の成立を踏まえた定義である。³² このプランによる分類は社会言語学における言語地位の区分というより、複数の国の言語事情に関するケース・スタディーを総合したものであり、実際の言語政策では national language といった用語が様々な意味範囲を持ち得ることを示唆する。

特定の言語に絞った分類については、アモンがドイツ語圏における「国家公用語(staatliche Amtssprache)」としてのドイツ語の地位を詳細に類型化している。³³ まず彼は国家公用語の性質について、それが法的に宣言されているか否か、という違いに着目し「公的地位(amtlicher Status)」と「公的機能(amtliche Funktion)」を区別している。一般的に公的機能を全く伴わない「公的地位は殆ど

²⁹ Conrad Max Benedict Brann, National Language Policy and Planning: France 1789, Nigeria 1989. *History of European Ideas* 13, no. 1-2, 1991, p. 105.

³⁰ プランは後述の national language の4つの分類でも chthonolect, choralect, demolect, politolect といった造語を用いている。chthonolect はギリシア語 χθών(「地面・国」)から「その地の言語([language]of the soil)」を指し、choralect は χωρᾶ(「場所・地域・田舎」)に由来し、demolect は δῆμος(「民衆・庶民・平民」)から「民衆の言語([language]of the people)」を意味する。politolect は「(もともと都市国家の)行政言語」として定義されており、πολιτικά(「国事・政治」)のみならず πάλαις(「町」)を踏まえた表現のようである。Conrad Max Benedict Brann, Democratisation of Language Use in Public Domains in Nigeria. *The Journal of Modern African Studies* 31, no. 4, 1993, p. 643.

³¹ Brann, National Language Policy and Planning, p. 105 ならびに Karsten Legère, The “Languages of Tanzania” Project: Background, Resources and Perspectives. *Africa & Asia: Göteborg Working Papers on Asian and African Languages and Literatures* 2, 2002, p. 168 などを参照。

³² Brann, National Language Policy and Planning, p. 98-105.

³³ Ulrich Ammon, *Die Stellung der deutschen Sprache in der Welt*, Berlin: De Gruyter, 2015, pp. 199-207.

なく、逆に公的地位を伴わない公的機能はマレーシアにおける英語などで見られる。³⁴ 公用語の機能は私的なコミュニケーションの範囲に介入することはなく、法律の制定・議会審議・国家運営・司法・警察・軍隊などにおける公的な分野に限られ、また数により「単独公用語(solo-offizielle Amtssprache)」と「共同公用語(ko-offizielle Amtssprache)」が想定できる。続いてアモンは国家公用語のうち「全国公用語(nationale Amtssprache)」と「地域公用語(regionale Amtssprache)」の区別と、後者が国家公用語に当たらない「少数言語(Minderheitssprache)」と区別する点について論じている。彼によると、ドイツ語が特定の国で国家公用語であるためには、少なくとも中央政府に対して文化的な自治権を持つ、一定程度の大きさの政治的実体で用いられ、更には当該地域において広く教育言語として位置付けられることが条件となる。そしてスイスのように国レベルの連邦政府・連邦議会と相応しい地位と機能を有していれば、全国公用語として認められる。かくしてアモンは国家公用語としてのドイツ語を①単独の全国公用語(ドイツ・リヒテンシュタイン・オーストリア)、②共同の全国公用語(ルクセンブルグ・スイス)、③単独の地域公用語(ベルギーのドイツ語共同体)、④共同の地域公用語(イタリアのポルツァーノ自治県)に大別している。また彼は国家公用語の枠組とは別に Nationalsprache (national language) の条件として、当該国家において数的ないし歴史的に「重要な」部分の母語であること、ならびに現地語であって建国以前から存在することを挙げている。このようにアモンは比較的明確な社会政治的・地理的・数的基準を設けることで、ドイツ語圏の各国におけるドイツ語の地位を、やや複雑ではあるが緻密に分類しており、ウクライナにおける「国家語」の定義と運用を考えるためには、同国の言語状況を踏まえた幅広い議論が必要であることが示される。

1.5. 先行研究のまとめ

本章では主に national language や official language といった言語の地位を表す用語が、社会言語学においていかに定義されてきたかを見てきた。各々の分類は互いに異なる点があり、特に用語の適用範囲については矛盾することもあるが、言語の地位に関する主要な論点は以下の通りである。

まず、用語の指示対象としての帰属、つまり「誰・何の言語であるか」が問題となる。言語の地位の名称が原則として「〇〇語」の形式で示される以上、想定される話者の社会的・地理的・政治的属性、ならびに対象となる社会的・地理的・政治的実体の定義が必要となる。例えば national language がネーションの言語を指すのか、ナショナルリティの言語を指すのか、という議論がこの範囲に入る。

次に使用範囲、即ち「どこで用いられる言語であるか」という争点がある。これには社会的範囲と地理的範囲が該当する。ある言語が用いられる状況が数多くある中、official language は機能の面

³⁴ 日本の場合も、日本語の地位が憲法などの法規で規定されていないので、同じ状況であると言える。

で公的な場面において用いられることが共通見解である。しかしながら、この「公的範囲」が中央政府の中枢機関に限られるのか、厳密な行政に限られない、いわゆる「公共の場」にまで及ぶのか、あるいは地方公共団体に使用が限定されていても要件を満たすのか、などといった争点が考えられる。

また実際の言語政策を含めた議論では「いかに用語が運用されているか」も問われている。プランの national language の分類のように、特定の言語地位に関する名称は各国の言語状況によって適用対象が異なる。アモンが指摘しているように、公的地位は法的に宣言されている場合もあれば、事実上成立している場合もあり、更には地域によって単体で存在したり、複数で存在したりする。このような用語の運用の差異を解釈するには、当該用語が使用される理由、つまり背景事情を考察する必要が出てくる。用語が運用されるコンテキストとしては、当該国家ないし地域が単一言語であるか多言語であるか、異なる言語がある場合は何らかの競合関係を築いているか、支配的な言語が公的使用に足る程度に標準化されているか、他の言語ないし民族による植民地支配の歴史があるか、などの要因が挙げられてきた。付け加えれば、national language の概念には国民国家の興隆という歴史的背景があることに鑑みると、用語が「いつ」成立し、使われてきたかも考慮する余地がある。

スボルスキーは言語管理を「言語使用に関する、明示的な計画ないし政策の立案と宣言」と定義した上で、「通常は正式な文書に記されるが、必ずしもそうとは限らない」点に触れている。³⁵ 彼は、このような政策の最も認識しやすい形として official language や national language の用語が現れる各国の法令を取り上げている。しかし他方で「言語の運用と政策は公的な介入をあまり受けずに発達する傾向」にあり、これらが明示化されるのは、競合する言語の役割を明確化する必要に迫られた新興独立国のような、「特別な場合」に限られる。³⁶

これらの先行研究を踏まえると、ウクライナにおける「国家語」の意味範囲を考察するには、その純粋な定義だけでなく、実際の言語状況でいかなる意義を持つか吟味する必要がある。次章ではソ連時代の旧言語法から現在の新言語法に至る「国家語」に関する規定を取り上げつつ、言語状況の変遷などを踏まえ、当該用語が体現する言語イデオロギーを含めた議論を行っていく。

2. ウクライナの言語政策における「国家語」

本章ではウクライナにおける「国家語」の定義と運用を考察するに当たり、まず用語の由来とソ連末期における言語問題を概観する。続けて 1989 年時点の旧憲法と 1996 年の新憲法、1989 年の旧言語法と 2018 年の新言語法、これら法文の解釈文などを主たる資料として通時的に扱う。これと並

³⁵ Bernard Spolsky, *Language Policy*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, p. 11.

³⁶ Ibid., p. 13.

行して独立後のウクライナにおける政治・社会問題を取り上げることで、これら法文の立法の経緯を含めた考証を試みる。

2.1. 用語の由来

もともと旧ソ連地域における「国家語」の概念は、ドイツ語の *Staatssprache* をロシア語の *государственный язык* に訳した形でレーニンが議論したものである。³⁷ レーニンはロシア語を国家語として制定することについて、民族間の敵意を高め、逆にロシア語の普及を妨げるという危惧から否定しており、³⁸ このような批判的な姿勢は『ウクライナ・ソビエト百科事典』の第1版(1959-1965)にも見られる。

ブルジョア多民族国家で、国家機関における公的文書管理、教育機関における講義、文化教育・商業・その他の機関での使用が、立法によって義務付けられた言語のこと。国家語は一民族(нація)の特権と他民族の抑圧、即ち搾取国家に特徴的な民族不平等の現れである。[……] 支配民族の搾取階級が自らの言語を国家語と宣言することで、他の民族の言語を抑圧し、それらの事実上の禁止にまで至らしめることは、歴史的な経験が示している[……]。国家語の承認は、ある言語の「活力」と「完全性」、ならびに他の[言語の]「無気力」と「不完全性」に関する反動的な人種差別的見解に基づく。³⁹

本項目では「民族の平等と友好」の原則に基づき、ソ連ならびにウクライナ共和国で各民族語の使用が尊重されること、またロシア語は「ソ連の社会主義諸民族の民族間交流ならびに友好協力の

³⁷ 西島佑「旧ソ連地域における国家語の系譜：カウツキーからレーニン、ポスト・ソヴェトへの歴史的展開」『上智ローロッパ研究』9号、2017年、107頁。なおウクライナ語の *державна мова* という表現自体は、10月革命後の混乱期に発足したウクライナ人民共和国の言語政策で用いられている。例えば1918年1月18日付の「ウクライナ人民共和国における国家語に関する法律(Закон про державну мову в Українській Народній Республіці)」では「ウクライナ人民共和国における国家語はウクライナ語と見なす。従い、陸軍と海軍、ならびに全ての政府機関および一般公共機関での使用が義務付けられる。私人には、これらの機関に自らの言語で申し出ることが認められる(Державною мовою в Українській Народній Республіці вважається українська мова. Через те вона обов'язкова для вжитку в армії, флоті і всіх урядових та загальних громадських публічно-правних установах. Приватним особам дозволяється звертатись до цих установ на їх мовах [現代の正書法への書き換えは筆者による])」と規定されている。*Центральний державний архів вищих органів влади та управління*. Закон УНР про державну мову в Українській Народній Республіці [https://asdavgo.gov.ua/gmedia/18-2-1429-2-2-jpg/] (2023年5月31日閲覧)。また会議録では「公用語(офіційна мова)」も用いられている。ウクライナ人民共和国時代の言語政策については、Гуменяк В. О. *Мовна політика періоду відновлення української державності (1917-1921 рр.)* // *Славянский мир и национальная речевая культура в современной коммуникации: сборник научных трудов / Под ред. М. И. Коношкевича и др. Гродно: Гродненский государственный университет имени Янки Купалы, 2018. С. 38-42*などを参照されたい。

³⁸ 西島「旧ソ連地域における国家語の系譜」、109-111頁。

³⁹ *Державна мова* // *Українська радянська енциклопедія*. Т. 4 / Гол. ред. М. П. Бажан. К.: Головна редакція УРЕ, 1961. С. 97.

言語」として全ての国民が「全く自主的に」学んでいることが強調される。しかし実態としては 1920 年代の現地化政策が見直されて以降、ロシア語は「民族間交流語(露 язык межнационального общения)」として習得が促進されていった。⁴⁰ 確かにフルシチョフの時代にロシア語学校への通学は親による自由選択制となったが、これはむしろ、通用範囲の広いロシア語による教育が選ばれることで、更にロシア語を普及させる要因となった。⁴¹

2.2. ソ連末期の「国家語」制定

このような政策は「諸民族の言語喪失の危機感」を招くこととなり、1980 年代後半のペレストロイカ時代になって激しい言語論争が繰り広げられることとなった。⁴² 結果として、既に「国家語」が制定されていたザカフカースを除く各構成共和国では、主に 1990 年に民族語を「国家語」として規定する言語法が採択されたのに対し、連邦レベルでは 1990 年 4 月 24 日に「ソ連の国民の言語に関する法律」が公布され、ロシア語が連邦全体の「公用語(露 официальный язык)」となった。⁴³ この連邦法は各共和国が中央政府と対立しつつある中で編纂されたため、ロシア語の「公用語」の地位は、それ自体の威信と優位性を有しつつも、各共和国の「国家語」よりも高い法的地位は付与されず、また各共和国の言語法でも「国家語」と同等の地位に位置付けられることはなかった。⁴⁴ かくしてソ連末期には連邦全体の「公用語」としてのロシア語以外に、各構成共和国や自治共和国の「国家語」が制定されたが、ソ連解体以降は各国が独自の言語政策を採っており、現在では①単独の「国家語」が制定される場合、②複数の「国家語」が制定される場合、③「国家語」と併せて「公用語」が制定される場合、④領域内全ての言語が「国家語」に見なされる場合があり、⁴⁵ 「国家語」と「公用語」の様々な組み合わせも見られる。⁴⁶

ソ連時代のウクライナはベラルーシと並び、ロシアとの文化的・言語的・近接性から、構成国の中でも言語的「ロシア化」の程度が高く、必然的に言語法の制定が大きな政治的争点となった。⁴⁷ ウクラ

⁴⁰ ソ連時代の言語政策と各民族・各地域の言語状況については、塩川伸明『民族と言語 多民族国家ソ連の興亡』岩波書店、2021 年、131-191 頁を参照されたい。

⁴¹ 同前、147-148 頁。

⁴² この詳しい経緯については、同前、193-251 頁を参照されたい。なおジョージア・アルメニア・アゼルバイジャンは元から憲法に「国家語」の規定があった。

⁴³ Закон Союза Советских Социалистических Республик о языках народов СССР // Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР. М.: Издание Верховного Совета СССР, 1990. № 19. С. 421-428.

⁴⁴ Мечковская Н. Б. Статус и функции русского языка в последних советских законах о языке // Russian Linguistics. 1992. № 16 (1). С. 82-83.

⁴⁵ 小田桐奈美「旧ソ連地域における国家語概念に関する一考察:クルグス(キルギス)共和国における地位計画を事例として」『スラヴィアーナ』2 号、2011 年、50-52 頁。

⁴⁶ 旧ソ連構成国の憲法における「国家語」と「公用語」の規定については、Катунин Д. А. Государственный и официальный язык в конституциях стран бывшего СССР // Вестник Томского государственного университета. Филология. 2009. № 4 (8). С. 20-29 を参照されたい。

⁴⁷ 塩川『民族と言語』165 頁、212-217 頁。

イナでは1989年10月28日に採択された「ウクライナ共和国における言語に関する法律」の2条に、ウクライナ語を「国家語」とする規定が盛り込まれた。⁴⁸ この言語法でロシア語はウクライナ語と共に共和国内の「民族間交流語(мова міжнаціонального спілкування)」として、また単体でソ連邦の「民族間交流語」に位置付けられた(4条)。学校においては両語の学習が義務付けられており(27条)、高等教育ならびに試験をロシア語で受験することも可能であった(28・29条)。また身分証明書や公的機関の印章はロシア語による併記が義務付けられ(10・14条)、科学・情報分野でも両語の使用が認められた(30・31条)。

なおウクライナの言語法はエストニアなどのものと比べると、ロシア語の使用をそれほど制限するものではなかった。⁴⁹ これには当時、今よりも多くの民族的ロシア人ならびにロシア語話者がウクライナにいたことが関係する。1989年の国勢調査によれば、⁵⁰ 民族区分でウクライナ人は人口の72.7%を、ロシア人は22.1%を占めており、言語区分でウクライナ語母語話者は64.7%、ロシア語母語話者は32.8%であった。⁵¹ 更に第二言語を加えた数字を見ると、ウクライナ語が話せる者は78.0%、ロシア語は78.4%となり、特にクリミア・ドネツク・ルハンスクの3州ではロシア語の割合が90%以上に及ぶ。⁵² 言語法と時を同じくして、ウクライナ共和国憲法も改正されたことにより、73条に言語に関する規定が加わったが、⁵³ これを見ると確かにウクライナ語が「国家語」として位置付けられているものの、ロシア語を含む他の言語の規定に量が偏っている。

⁴⁸ *Верховна Рада України. Про мови в Українській РСР* [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/8312-11] (2023年5月31日閲覧)。

⁴⁹ 堀川『民族と言語』、218-220頁、*Мечковская*。Статус и функции русского языка。С. 84。

⁵⁰ *Державна служба статистики України. Банк даних* [http://db.ukrcensus.gov.ua/MULT/Database/Census/databa/setree_uk.asp] (2023年5月31日閲覧)。

⁵¹ 本2.2節で取り上げる1989年の国勢調査、ならびに続く2.3節で取り上げる2001年の国勢調査はウクライナ研究において非常に重要な統計ではあるものの、殊に母語に関する項目はソ連時代から自己申告性であることや、「母語(宇 рідна мова / 露 родной язык)」の定義が曖昧であって、帰属民族が影響されやすいことなどから、当時の実態を正確に反映しているとは限らない。旧ソ連と独立後のロシアにおける母語調査の問題点については、渋谷謙次郎『母語と統計—旧ソ連・ロシアにおける『母語調査』の行方』『ことばと社会』10号、2007年、175-207頁、を参照された。ウクライナに限った話では堀川が取り上げているように、実際のウクライナ語母語話者数が統計で示されるよりも少ないことが度々指摘されている。堀川『民族と言語』、214-216頁。また後述する第二言語話者数を含めた数字に関して言えば、ソ連時代とは異なる現象として、2001年の調査では回答者がウクライナ語の習熟度を過大評価し、ロシア語の習熟度を過小評価する傾向が指摘されている。*Поляк О. В., Шинкина Л. Я., Шура А. О. Етно-національні відносини // Соціальна безпека: теорія та українська практика / За ред. І. Ф. Гнибіденка, А. М. Колода, В. В. Рогового. К: Київський національний економічний університет імені Василя Гетьмана, 2006. С. 191. 故に国勢調査の結果は絶対的な話者の実数としてよりも、回答言語への帰属意識やアイデンティティーの現れとして解釈すべき側面がある。*

⁵² ここで言う「話せる」割合は[(母語話者数+第二言語話者数)÷全人口]で求められ、その言語に「習熟している(володіти)」者の割合を表す数字として広く用いられる。この統計の問題点については脚注51を参照された。

⁵³ *Верховна Рада України. Про зміни і доповнення Конституції (Основного Закону) Української РСР* [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/8303-11/ed19891027] (2023年5月31日閲覧)。

ウクライナ・ソビエト社会主義共和国の国家語は、ウクライナ語である。ウクライナ共和国は、社会生活のあらゆる領域における、ウクライナ語の包括的な発展と機能を保障する。ウクライナ共和国は、ソ連邦の諸民族(народи)の民族間交流語としてロシア語の自由な使用を保障する。他民族の市民(громадяни інших національностей)の大多数が居住する地に置かれる国家・政党・公共団体・企業・機関・組織の業務においては、国家語と共に他の民族語(національні мови)も使用できる。ウクライナ共和国は、共和国の住民が使用する、全ての民族語の自由な発展と使用に配慮を示す。ウクライナ共和国における、ウクライナ語ならびに他の言語の使用に関する規則は、法律により定められる。

この憲法の規定を見ると、少なくとも文面上は「国家語」の具体的な定義がない。1 項はあくまでウクライナ語が「国家語」であることを示しているに過ぎず、また 2 項の「社会生活のあらゆる領域(всі сфери суспільного життя)」が最終項の記述のように言語法で規定される分野だとしても、そこにおける「発展と機能」がウクライナ語の使用義務を指すのか、不明瞭である。ソ連末期のウクライナで言語法が策定された経緯に鑑みると、「国家語」の象徴的役割や、その機能が及ぶ社会的範囲が明記される筈である。ところが実際は逆であり、ロシア語には「民族間交流語」という、連邦内の協調と実用的なリング・フランカとしての側面が描かれており、⁵⁴ それどころか「他民族の国民の大多数が居住する地」に限ってはあつたものの、ウクライナ語以外の言語については公的な使用範囲が具体例を以てして細かく定められている。しかし他方で「民族間交流語」や「民族語」のように細かく規定しなくとも、「国家語」が初めから共和国内で最高の言語地位に当たることが暗黙の了解であつたとも考えられる。実際に言語法の前文には、ウクライナ語ならびに「国家語」の優位性が謳われる箇所がある。

ウクライナ語は、ウクライナ人(український народ)の民族的独自性(національна самобутність)の根幹を成す要素の一つである。ウクライナ共和国は、ウクライナ国民の精神的創造力の包括的発展を促進し、その主権的民族国家の未来(суверенна національно-державна майбутність)を保障すべく、ウクライナ語に国家語の地位を付与する。

ここで旧ソ連地域における「民族」ないし「国民」の概念について触れたい。これらの概念に対応する用語として、ウクライナ語とロシア語では「ナロード(народ)」と「ナーツィヤ(宇 нація / 露 нация)」

⁵⁴ この 3 項は 1992 年 6 月 19 日付の改正法で削除されている。Верховна Рада України. Про внесення змін і доповнень до Конституції (Основного Закону) України[<https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/2480-12>] (2023 年 5 月 31 日閲覧)。

が主に用いられる。宇山が言うように「ナロード」は多義的な単語であり、「人民」「民衆」「国民」と訳されるのに対し、「ナーツィヤ」は厳密な「民族」の意味で使われる。⁵⁵ 更に「ナーツィヤ」は確かに英語の「ネーション」と同根語であるが、鶴見が指摘するように、近代的な「国民」のニュアンスも含む一方で、より「民族」に近く、また「国家」は誤訳となる。⁵⁶ 実際に先述の『ウクライナ・ソビエト百科事典』の第2版(1977-1985)で各語を見ると、「ナロード」は第1義で「国家ないし国の住民」として、⁵⁷ 「ナーツィヤ」は「文化や生活の特徴に現れる、共通の経済生活・領土・言語・精神構造を基盤として発展してきた人々の共同体」として定義される。⁵⁸ 故に「ナロード」は国家の単位で「ナーツィヤ」を包括するものとして捉えることができ、フィッシュマンが言うところの「ネーション」と「ナショナルイティ」の差異に近いところがある。⁵⁹

以上を踏まえてテキストを見ると、最初の文ではウクライナ語の民族的かつ国民的属性が規定されている。言語法の前文で登場する「ナロード」を「国民」として、「ナーツィヤ」を「民族」として厳密に解釈すると、ウクライナ共和国の住民全体に同じ民族的・言語的特徴が共有されていることが前提となっているように感じられる。しかし実態としては先述の国勢調査の通り、人口の比較的大きな割合が民族属性としてロシア人と回答しており、ロシア語を第一言語とする者も多く、また共和国自体が多民族・多言語であった。⁶⁰ よってこの文言は当時の民族・言語状況を反映したものというよりも、言語法の施行が意図する、理想的な状態を描いているものと考えられる。次の文ではウクライナ語の「国家語」としての地位の目的として「主権的民族国家の未来」が言及されるが、これは民族と国家を単一の言語によって結びつける、いわゆる「一言語一民族一国家」の単一言語主義的イデオロギーを体現している。仮にスボルスキーが言うように、言語政策の明文化は言語使用への介入が喫緊の課題である場合に限られるとすれば、言語法の前文が法的拘束力を有していたかは別としても、当時の状況がウクライナ語振興の観点から望ましくなく、是正が求められていたことが浮

⁵⁵ 宇山智彦「カザフ民族史再考—歴史記述の問題にこよせて」『地域研究論集』2巻1号、1999年、90-91頁。なお厳密な「民族」の意味では「ナロードニスチ(宇 народність)」「ナロードノスチ(露 народность)」も用いられ、これは「ナーツィヤ」よりも小さな民族単位を指すことが多い。

⁵⁶ 鶴見太郎「なぜロシア・シオニストは文化的自治を批判したのか:シオニズムの『想像の文脈』とオーストリア・マルクス主義民族理論」『スラヴ研究』57号、2010年、71頁。

⁵⁷ Народ // Українська радянська енциклопедія. Т. 7 / Гол. ред. М. П. Бажан. К.: Головна редакція Української радянської енциклопедії, 1982. С. 227.

⁵⁸ Феоктистов А. М. Нація // Українська радянська енциклопедія. Т. 7 / Гол. ред. М. П. Бажан. К.: Головна редакція Української радянської енциклопедії, 1982. С. 286.

⁵⁹ 他方で「ナロード」には「大衆・庶民」というニュアンスもあるため、言語学で「ナロードの言語(宇 народна мова / 露 народный язык)」の用語は「大衆言語」として、「標準語(宇 літературна мова / 露 литературный язык)」に含まれない口語の集合のことを指す。これに対して「ナーツィヤの言語(宇 національна мова / 露 национальный язык)」と言うと、これは「ナーツィヤ」を代表する言語の他に、文語や口語を含む、あらゆる言語変種を包括した概念として用いられる。よって常に「ナロード」が「ナーツィヤ」の上位概念になるとは限らない。

⁶⁰ 前述した1989年の国勢調査のデータベースでは128の民族属性(національність)と「自民族の言語」の他にロシア語・ウクライナ語・ベラルーシ語・ジョージア語・モルドバ語・タタール語・ハンガリー語が集計されている。

き彫りになっている。

2.3. 1996年憲法における「国家語」

かくして 1989 年の言語法により、ウクライナ語は公的地位と公的機能の双方が法的に宣言された。しかしウクライナの独立まで言語法はほとんど顧みられず、実際に施行され始めたのは独立後の 1992 年からであり、加えて「分野によってばらつきがあり、徹底しておらず、政府機関によっても完全に遵守されたわけではなかった」。⁶¹ そのような中でもウクライナ語は徐々に普及していき、2001 年の国勢調査でウクライナ語の母語話者は 67.5%に微増、ロシア語は 29.6%に微減し、第二言語話者を含めたウクライナ語話者は 87.8%に大きく増え、ロシア語話者は 65.7%に減っている。⁶² 他方で東部に多い民族的ロシア人やロシア語話者は、ロシア語に公的地位が与えられることを引き続き求めており、1990 年代の時点でウクライナは「二つの言語集団に深く分裂しており、いまだ一つの言語集団として国民が統合されている状態からははるかに遠い現状」にあった。⁶³

このような状況の 1996 年 6 月 28 日に制定された現行憲法では、先述の通り 10 条でウクライナ語を国家語とする規定が盛り込まれたが、旧憲法の 73 条と比較すると、条文の文言に共通する箇所が多々見られる。

ウクライナにおける国家語は、ウクライナ語である。国家は、ウクライナ全土において、社会生活のあらゆる領域における、ウクライナ語の包括的な発展と機能を保障する。ウクライナにおいて、ロシア語ならびに他のウクライナの少数民族の言語(інші мови національних меншин України)は、その発展・使用・保護が保障される。国家は、国際交流言語(мови міжнародного спілкування)の学習を促進する。ウクライナにおける言語の使用は、ウクライナ憲法によって保障され、法律により定められる。

このテキストは 5 つの条項から成り立っており、最初の 2 文で「国家語」としてのウクライナ語の地位が規定されている。基本的には旧憲法と同一であり、「ウクライナ共和国」が「ウクライナ」ないし「国家」に置き換わったに過ぎないが、⁶⁴ それぞれ若干異なる箇所もある。まず最初の条項は旧憲

⁶¹ 中井和夫『ウクライナ・ナショナリズム 独立のデレンマ』東京大学出版会、1998 年、216 頁。

⁶² Державний комітет статистики України. Національний склад населення України та його мовні ознаки за даними Всеукраїнського перепису населення 2001 року (Електронний ресурс) / За ред. О. Г. Осауленка. К., 2003 [http://2001.ukrcensus.gov.ua/d/more_n_2001.rar] (2023 年 5 月 31 日閲覧)。なお脚注 51 で述べた通り、国勢調査における「母語」に関する調査では回答者のウクライナ語・ロシア語に対する意識が影響している可能性があるため、単なる話者数の増減としてだけでなく、言語態度の変化としても解釈する必要がある。

⁶³ 中井『ウクライナ・ナショナリズム』218-219 頁。

⁶⁴ 旧憲法はウクライナが独立を宣言した直後の 1991 年 9 月 17 日付の改正法で「ウクライナ・ソビエト社会主義共

法で「ウクライナ・ソビエト社会主義共和国の国家語(державна мова Української Радянської Соціалістичної Республіки)」と記されているが、新憲法では「ウクライナにおける国家語(державна мова в Україні)」のように国名に前置詞が付随している。⁶⁵ そして次の条項では「国家語」としてのウクライナ語の効力範囲として旧憲法には無い「ウクライナ全土において(на всій території України)」の文言が付け加えられている。これには旧憲法 73 条における「民族間交流語」としてのロシア語に関する 2 項、その他の民族語の使用範囲を定めた 3 項、ならびに全ての民族語の自由な発展と使用に言及する 4 項が、新憲法で 1 つの短い条項にまとめられたことと関係するようと思われる。新憲法の 3 項は具体的な使用領域や公的使用に際する条件が述べられないまま、他の言語の使用をある程度容認しているようである。数多ある言語の中でロシア語が明示的に言及されるのは、「まさしくロシア語がウクライナの領内で特別な地位を有しており、ロシア人は最大の民族共同体として、他の少数民族と比べても、特権的地位にある」こととして解釈される。⁶⁶ しかし他方でロシア語は「民族間交流語」の地位を失っており、新憲法の 4 項で国家による習得の促進が規定される「国際交流言語」に該当するとも限らない。⁶⁷ なお新憲法の 5 項は旧憲法の 6 項と同じく、言語法による詳細の規定を前提としているが、「ウクライナ語ならびに他の言語の使用に関する規則」の部分が「言語の使用」に大きく単純化している。

全体的に見ると、「国家語」としてのウクライナ語の地位は「全土」に及ぶものとして、より明確な地理的区分を築いているのに対し、その他の言語は使用領域に関する規定が欠けており、またロシア語については明示的な地位が与えられていない。新憲法においてウクライナ語の使用範囲が国家としてのウクライナの領土全体に位置付けられたのに対し、その他の言語の使用範囲が明記されていないところには、フィッシュマンが言う「政治的境界線」の維持を目的とするネーションイズムが色濃く現れていると思われる。中井は新生国家であったウクライナには「国民統合という困難な課

共和国憲法」および「ウクライナ共和国」の語句が「ウクライナ」に置き換えられた。Верховна Рада України. Про внесення змін і доповнень до Конституції (Основного Закону) Української РСР [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/1554-12/ed19951210] (2023 年 5 月 31 日閲覧)。

⁶⁵ 新憲法が施行されるまで効力を有していた旧憲法は改正法(脚注 64 参照)で 73 条が「ウクライナの国家語はウクライナ語である(Державна мова України є українська мова)」に改められている。Верховна Рада України. Конституція (Основний Закон) України [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/888-09] (2023 年 5 月 31 日閲覧)。故に直接には「ウクライナの国家語(державна мова України)」が「ウクライナにおける国家語(державна мова в Україні)」に改訂されたことになる。Google 検索や各種ウクライナ語コーパスを見ると、後者の方が圧倒的に使用頻度が高く、前置詞を用いた表現への変更が後述する「国家語」の明確な地理的区分の定義の呼応するものであるかどうかは断定できない。

⁶⁶ Пархін М. Б. Особливості національної політики й законодавства України та Росії щодо національних меншин // Наукові записки Тернопільського національного педагогічного університету імені В. Гнатюка. Серія: Історія. 2014. № 1 (2). С. 150.

⁶⁷ 後述する 2012 年の言語法「国家言語政策の基本に関する法律」では 5 条 3 項で「特に国際連合、ユネスコ、その他国際機関の公式言語であるもの」と定義されており、この限りではロシア語も該当していたことになる。しかし代替法となった 2018 年の「国家語としてのウクライナ語の機能保全に関する法律」では 21 条 4 項で「特に英語」となっており、ロシア語は法文全体で一切の言及が無い。

題が横たわっており、その要因として言語のみならず「国境の複雑さ」や「東西の分岐」を挙げている。⁶⁸ ロシア語話者の割合が高い東端のドンバスならびに東北部のスロボダ・ウクライナは歴史的には一体の地域であったものの、現在はウクライナとロシアに分かれている。またクリミア半島は1954年に当時のロシア共和国からウクライナ共和国に編入された経緯があり、両国の間で帰属に関する論争が起きていた。更には1990年代の時点で、民族的にはウクライナ人の割合が、宗教的にはカトリックの割合が高く、ソ連支配の期間が比較的短かったガリツィアを中心とする西部と、ロシアとの歴史的関係が強く、民族的ロシア人・ロシア語話者ならびに正教徒が多い東部・南部で政治的な対立が生じていた。新憲法が採択された当時のクチマ大統領は1994年の選挙で「親ロシア的政策と二言語政策(ロシア語にウクライナ語と同等の地位を付与する)を約束」し、東部・南部の支持を集めて当選した。⁶⁹ しかし就任後に「彼は自分が東部ウクライナの大統領ではなく、ウクライナ全土の大統領であり、さらに一つの国家には一つの言語で十分である、と声明し、キャンペーン中の公約である二言語政策を放棄した」経緯がある。⁷⁰ この当時の背景を踏まえると、文面上の変更としては小さいが、新たな最高法規で「国家語」としてのウクライナ語に領土的な位置付けが加わったことで、当該言語地位がより「ネーション」的な意味合いを強めるに至ったと言える。

2.4. 憲法解釈における「国家語」

新憲法では上述の10条以外に4つの条文中で「国家語」の規定が設けられており、このうち103条・127条・148条は、それぞれ大統領・裁判官・憲法裁判所裁判官に習熟を義務付けている。138条はクリミア自治共和国の権限として8項で「クリミア自治共和国における国家語ならびに民族語と文化の機能と発展の保障」が規定されている。かくして新憲法は旧憲法に比べて「国家語」の機能に関する規定がより具体化しているが、言語法と同様に実効性については疑問が呈されていた。政府機関において「国家語」が軽視されており、また教育機関では「意図的に無視されている」とする複数の最高会議議員の憲法請願を受け、1999年12月14日に憲法裁判所は憲法10条の公式解釈を出した。⁷¹ この中で「国家語」の使用が義務付けられる社会的範囲は政府機関に止まらず、市民生活にも及ぶものとされた。

⁶⁸ 中井『ウクライナ・ナショナリズム』206-222頁。

⁶⁹ 同前、215頁。

⁷⁰ 同前。

⁷¹ *Верховна Рада України*. Рішення Конституційного Суду України у справі за конституційними поданнями 51 народного депутата України про офіційне тлумачення положень статті 10 Конституції України щодо застосування державної мови органами державної влади, органами місцевого самоврядування та використання її у навчальному процесі у навчальних закладах України (справа про застосування української мови) [https://zakon.rada.gov.ua/laws/how/v010p710-99] (2023年5月31日閲覧)。

ウクライナ憲法 10 条 1 項の「ウクライナにおける国家語はウクライナ語である」という規定は、国家機関および地方公共団体の権限行使に当たって(法令・業務・事務・文書などの言語)、ならびに法律で規定される(ウクライナ憲法 10 条 5 項)他の社会生活の公共分野において、ウクライナ語が国家語として、ウクライナ全土で義務付けられたコミュニケーション手段であるものとして理解するべきである。

本判決の決定部分では他にも①クリミア自治共和国の地方公共団体が「法律の範囲内かつ規定内で」ロシア語ならびに他の少数民族の言語を使用できること、②教育機関における教育言語はウクライナ語であり、一定の範囲内で少数民族の言語の使用と学習が認められることが定められており、基本的には言語の機能面の記述に限られている。

この審議ではミロネンコ裁判官が唯一、個別意見を表明している。⁷² 彼は反対の理由の一つとして「社会生活の公共分野(публічні сфери суспільного життя)」の文言が法律的にも文法的にも受け入れ難いことを挙げている。ミロネンコによれば、憲法 10 条 1 項の本質は「ウクライナ語が市民社会や個人ではなく、まさに国家の公用語および作業言語」であることにあり、その使用の義務はあくまで国家の業務に限られるべきであって、「『公共』を『国家』と理解することは、ウクライナを 1 千年紀初頭の法律学のレベル、即ち古代ローマの時代に逆戻りさせる」と述べている。また形容詞「публічний(公共の)」は「громадський(共同の)」の意味で「суспільний(社会の)」と同義であるため、類語の反復となってしまっている点も指摘される。かくして彼は「市民社会に対する、ある言語の義務・強制に関する、あらゆる法律ないし憲法裁判所決定は、ウクライナ憲法を遵守しない」と結論付けている。

こうして見ると、本憲法解釈における「国家語」は、ファソルドやアモンが言う official language よりも遥かに広い機能を持ち得ることが分かる。ミロネンコの言葉を借りれば「公共の人間生活の全範囲」に「国家語」の効力が及ぶこととなり、これは冒頭に挙げたウクライナにおける「国家語」の説明で対象外とされるビジネス・社会生活・日常生活を含むこととなる。他方で憲法解釈の理由部分では「国家語」としてのウクライナ語の象徴的な役割が以下のように言及されている。

⁷² *Верховна Рада України*. Окрема думка судді Конституційного Суду України Мироненка О.М. стосовно Рішення Конституційного Суду України у справі за конституційними поданнями 51 народного депутата України про офіційне тлумачення положень статті 10 Конституції України щодо застосування державної мови органами державної влади, органами місцевого самоврядування та використання її у навчальному процесі в навчальних закладах України (справа про застосування української мови) [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/na10d710-99] (2023 年 5 月 31 日閲覧)。ここで言う「個別意見(окрема думка)」とは、憲法裁判所の決定に関し、大多数の裁判官の立場と一致しない、陪席裁判官による意見表明のことを指す。ウクライナにおける憲法裁判所の個別意見については、*Слінько Т. М., Ткаченко С. В.* *Правова природа окремої думки судді Конституційного Суду України // Бюлетень Міністерства юстиції України*. 2011. № 11. С. 53-59 を参照されたい。

国家語(公用語)とは、社会生活の公的分野において義務付けられたコミュニケーション手段としての法的地位が、国家によって付与された言語のことを指す。ウクライナ憲法により、ウクライナ語は国家語の地位が付与されている(10 条 1 項)。これはウクライナ憲法の前文に言及されるどころの、歴史的にウクライナの領土に居住し、その人口の絶対的多数を占め、国家の正式名称となった民族(нація)である、ウクライナ民族の国家建設的役割に完全に呼応する。

前述の憲法解釈の判決部分が憲法 10 条から更に一步踏み込んで「国家語」の機能的側面の定義を試みているとすれば、本理由部分は象徴的側面がより詳細に定義されている。特に注目に値するのは、国家建設におけるウクライナ民族の歴史的役割が強調されている点である。上述のように、national language は当該言語が特定の民族固有のものであることや、その民族が一定の数的・政治的影響力を持つことが基準として議論されてきたが、ここではアモンが言うところの、建国以前から当該言語が用いられているか否か、という条件が関わっている。なおウクライナ語に歴史的・民族的・政治的正当性が認められていることは、翻って言えばロシア語についてはこれらが認められていないことを示す。

次に興味深いのは「国家語」が「公用語(офіційна мова)」と同義で扱われていることである。本理由部分は「国家語」としてのウクライナ語の使用が義務付けられる範囲として公務員による「公的なコミュニケーション(офіційне спілкування)」を挙げており、これを根拠として最高裁判所は 2014 年 7 月 10 日に「ウクライナ憲法の意味するところでは、『国家語』と『公用語』は同一の概念である」と判断している。⁷³ したがってウクライナではウクライナ語が「国家語」と「公用語」という 2 つの地位を占めていることとなるが、これらの用語は上で議論した社会言語学における national language や official language とは、区別の文脈が全く異なる点に注意せねばならない。

2.5. 「国家語」と「公用語」の論争

ここで憲法解釈において「国家語」と「公用語」が同一視される背景を考察するために、ウクライナにおける双方の概念について論じたい。まず学術的な面では両者を厳密に区別する立場があり、先述のユネスコによる national language と official language の定義が引き合いに出される。ロシアでは前者が「国家語」、後者が「公用語」と訳される傾向にあり、この用語法はウクライナでも用いられる。⁷⁴ 他方で『ウクライナ語百科事典』を見ると、「国家語」は「法律で定められ、国家の行政・事務機

⁷³ Верховний суд України. Висновок на проект Закону України «Про офіційний статус російської мови в Україні» [[https://www.viaduk.net/clients/vsu/vsu.nsf/\(print\)/A67A42A6F18701F7C2257D150020806A](https://www.viaduk.net/clients/vsu/vsu.nsf/(print)/A67A42A6F18701F7C2257D150020806A)] (2023 年 5 月 31 日閲覧)。なおウクライナの最高裁判所と憲法裁判所は別個の司法機関である。ウクライナの法制度については、遠藤誠「世界の法制度(欧州編) 第 45 回 ウクライナ」『国際商事法務』44 巻 6 号、2016 年、911-916 頁、などを参照されたい。

⁷⁴ ロシアの文獻では *Нерознак В. П. Языковая реформа (1990-1995) // Вестник Российской академии наук. 1996. №*

関、公的機関・組織、企業、国営の教育・科学・文化機関、情報通信の分野で使用が義務付けられる言語」と定義されている。⁷⁵ これはむしろユネスコの定義で言うと official language に当たると思われるが、同事典では「公用語」の項目もあり、多義的な用語として取り上げられている。⁷⁶ 「公用語」は言語政策の分野で「その国の国家的分野ないし特定の地域で使用が認められる言語」であり、国によって「国家語」や「国語(національна мова)」と呼ばれるものの、原則としては、より使用範囲が狭いことが想定されている。またスイスやルクセンブルクといった多言語国家では「国家語」ないし「国語」の用語と共に用いられることがあるとされ、他の用例としては国際機関における作業言語が言及されている。

かくしてウクライナ語における「国家語」と「公用語」は、学術用語としての区別が曖昧な場合がある。これは特に外国で複数の言語が異なる法的地位にある状況の記述に顕著である。スイスでは憲法でドイツ語・フランス語・イタリア語の3言語が連邦レベルの公用語として、これらにロマンシュ語を加えた4言語が国語として規定される。⁷⁷ このスイスの言語状況はウクライナ語の学術文献で3つないし4つの「国家語」とも、3つないし4つの「公用語」とも記述される。

	「国家語」	「公用語」
3 言語	Своєрідною [...] є мовна ситуація у Швейцарії, де функціонують три державні мови [...]. (3つの国家語が機能するスイスの言語状況は独特である) ⁷⁸	у Швейцарії є три офіційні мови [...]. (スイスには3つの公用語がある) ⁷⁹
4 言語	у Швейцарії на 7,3 млн. населення – 4 державні мови. (スイスは730万の人口に対して4つの国家語がある) ⁸⁰	наприклад, Швейцарія має чотири офіційні мови [...]. (例えばスイスは4つの公用語がある) ⁸¹

66 (1). С. 5 などがあり、これはウクライナでも *Ажнюк Б. М.* 国語政策: Украина і світ. К.: Видавничий Дім Дмитра Бураго, 2021. С. 14 等で引用されている。

⁷⁵ *Німчук В. В.* 国語政策 // Українська мова: енциклопедія / Редкол. В. М. Русанівський та ін. К.: Видавництво «Українська енциклопедія», 2004. С. 135.

⁷⁶ *Тараненко О. О.* 国語政策 // Українська мова: енциклопедія / Редкол. В. М. Русанівський та ін. К.: Видавництво «Українська енциклопедія», 2004. С. 448-449.

⁷⁷ スイスの公用語・国語に関する規定や用語の問題は、高橋秀彰「スイス連邦の公用語と国語 —史的背景と憲法上の言語規定—」『関西大学外国語学部紀要』1号、2009年、27-40頁、などを参照されたい。

⁷⁸ *Загнітко А., Кудрейко І.* Типологічні вияви співвідношення мікроситуацій і національно-мовної ідентичності в малих містах Донеччини: статика й динаміка // Матеріали до української етнології. 2013. № 12. С. 52.

⁷⁹ *Катшич Т. В.* 国語政策と国語政策 // Матеріали до української етнології. 2013. № 12. С. 52.

⁸⁰ *Голобородько С. П.* Деякі зауваги щодо мовної ситуації у світі // Збірник наукових праць «Педагогічні науки». 2011. № 58 (2). С. 119.

⁸¹ *Пивляць Л. С.* Мова і глобалізаційні трансформації в українській культурі: теоретичні аспекти // Вісник Національної академії керівних кадрів культури і мистецтв. 2017. № 1. С. 55.

他方で、この用法の曖昧さはあくまで社会言語学における言語の地位に関する議論の範疇に入っており、両者に一定の公的性格と使用範囲が備わっていることは共通見解となっている。ところが「国家語」と「公用語」の差異にはウクライナ特有の政治的な側面もある。『ウクライナ語百科事典』の双方の項目が「国家語」と「公用語」の違いに触れる際、ウクライナにおけるロシア語の地位問題に言及している。

1994年から1996年前半(ならびにそれ以降)にかけて、特定の政治勢力が、ロシア語を国家語のウクライナ語と並ぶ「公用語」として、即ち、国際的な慣習で「公用語」は「国家語」の類義語であることから、事実上 2 つの国家語を宣言することを執拗に要求したことも、[ウクライナ語振興政策]の停滞に繋がった。公用語としてのロシア語の認知は、唯一の国家語としての役割にあるウクライナ語の機能の著しい制限に繋がる。新しいウクライナ憲法の条文をめぐる激しい政治闘争の中で、ウクライナ語の国家性に関する問題は中心課題の一つであった。⁸²

この「国家語」の項目では新憲法制定までの経緯が扱われているが、それ以降もロシア語を「第二の国家語」ないし「公用語」にする主張がなされている。双方ともに大した差はないように見えるが、オルジャンスキーが言うように、ロシア語を「第二の公用語」とするのは公的機関でウクライナ語とロシア語が併用されることを意味するに過ぎず、憲法の改正は必要ないが、「第二の国家語」とするのは国の象徴として並立することを指し、また憲法の改正を要する。⁸³ 故にウクライナの言語政策の枠組では「国家語」が憲法上の規範であると同時に、象徴的な役割を担うものとして位置付けられるため、ロシア語の法的地位が争点となる場合に「国家語」と「公用語」の区別が重要となる。⁸⁴ ウクライナ語に唯一「国家語」と「公用語」の地位を付与することは、国家機関ならびに「公共の場」でロシア語が使用されることや、国の象徴になることを間接的に封じ込めることとなり、いわばロシア語の普及に対する防衛策のように映る。この傾向は新しい言語法の中で具体化することとなる。

⁸² Німчук. Державна мова. С. 137.

⁸³ Tedeusz A. Olszański, *The Language Issue in Ukraine. An Attempt at a New Perspective* (OSW Studies, no. 40), Warsaw: Centre for Eastern Studies, 2012, p. 14.

⁸⁴ 法的な観点からトカチェンコは「国家語」が象徴的役割・国家全域に及ぶ使用領域・公的分野以外に及ぶ使用範囲に特徴付けられるのに対し、「公用語」は象徴的役割を欠き、使用領域が特定の地域に限られ、使用範囲も政府機関に限られる点が異なるとしている。故に彼はクリミア自治共和国においてはロシア語とクリミア・タタール語に「公用語」の地位が付与されるべきだと主張している。Ткаченко С. В. Конституційно-правове регулювання мовних відносин: порівняльний аспект. Автореф. дис. ... канд. юрид. наук. Харків: Національна юридична академія України імені Ярослава Мудрого, 2009. С. 9. 他方で前掲のユネスコの定義に即すならば、モズゴヴォイが主張するように、ウクライナ語とロシア語の双方を「国家語」、ウクライナ語のみを「国家公用語(государственный официальный язык)」として捉えることも可能であろう。Мозговой В. П. Культурные парадоксы языкового пуризма в Украине // V Міжнародні Севастопольські Кирило-Медовіювські читання: збірник наукових праць. Севастополь: Гіттак, 2011. С. 367-374.

2. 6. 新言語法における「国家語」

独立後のウクライナでは新憲法でウクライナ語の「国家語」としての地位が固められたが、新しい言語法の策定には時間がかかっており、実際の影響力はともかく、ソ連時代の旧言語法が 2012 年まで効力を有していた。この間、ウクライナは「明確で調和のとれたウクライナの言語政策に関する構想や原則の決定、国家語ならびに少数言語の発展と使用に関する法的・組織的基礎が存在しない」状態にあり、⁸⁵ 言語問題は社会的緊張や政治的論争の根源となっていた。2004 年の「オレンジ革命」を経て、親露派のヤヌコーヴィチに大統領選挙で勝利した親欧派のユシチェンコは、政権末期の 2010 年 2 月 15 日に「国家言語政策の構想に関する大統領令」を布告した。⁸⁶ この構想は言語政策を国家の優先事項に位置付け、特にウクライナ語振興の方策を制定することを求めており、「言語問題の原因分析と解決の必要の正当性」の項目が以下の段落で始まっている。

独立したウクライナは、ウクライナ人の同化によって生じた、歪められた言語状況を継承している。かつて「小ロシア分離主義」や「ウクライナ・ブルジョア民族主義」との戦いというスローガンの下、ウクライナ人の言語文化的アイデンティティは破壊されてきた。ウクライナ語を守りたいという、彼らの自然な望みは、国家独立の欲求の表れと見做されていた。

このテキストでは国内でウクライナ語が十分に普及していない理由として、ロシア帝政期ならびにソ連時代の言語弾圧が挙げられており、現在の言語状況がウクライナ民族の意に反した外的要因によってもたらされたことが強調されている。

しかし同令は実行に移されることはなく、⁸⁷ 2010 年の大統領選挙は東部と南部の支持を受け、ロシア語の地位向上を掲げたヤヌコーヴィチが当選した。彼の政権下で 2012 年 7 月 3 日に「国家言語政策の基本に関する法律」が制定され、⁸⁸ ここで旧言語法は失効した。この法律は該当地域で話者が人口の 10% を占める言語について、「地域言語(регіональна мова)」として行政や司法などの政府機関や、教育・科学・文化活動などの分野での使用を認めるものであり、名目上はウクライナが批准する、欧州評議会主導のヨーロッパ地域言語・少数言語憲章に対応するものとされた。しかし本

⁸⁵ Шевчук Г., Трач Н. Мовна політика після Помаранчевої революції // Магістеріум. Мовознавчі студії. 2009. № 37. С. 97.

⁸⁶ Верховна Рада України. Про Концепцію державної мовної політики [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/161/2010] (2023 年 5 月 31 日閲覧).

⁸⁷ Ярмащенко М. Політико-правовий та соціально-регіональний контекст функціонування української мови в незалежній Україні // Україна: культурна спадщина, національна свідомість, державність. 2012. № 21. С. 843.

⁸⁸ Верховна Рада України. Про засади державної мовної політики [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/5029-17] (2023 年 5 月 31 日閲覧).

法は事実上ロシア語を公用語化するものであり、ウクライナ語の「国家語」としての地位を脅かすとして大きな批判を浴びることとなった。⁸⁹

ヤヌコーヴィチ政権の崩壊ならびに東部とクリミアにおける紛争に繋がった 2014 年のマイダン革命を経て、2018 年 2 月 28 日に憲法裁判所は「国家の言語政策の基本に関する法律」を違憲と判断し、その効力は失われた。⁹⁰ その後のポロシェンコ政権は 2019 年 4 月 25 日付で「国家語としてのウクライナ語の機能保全に関する法律」を制定し、これが現行の言語法となっている。主な内容は以下の通りである。

- ① ウクライナ国民の「国家語」習熟義務、ならびに市民権獲得に際する「国家語」習熟の義務（第 2 部）
- ② 政府の要職にある者・地方公共団体の長や議員・公務員・法執行機関の幹部・検察官・裁判官・弁護士・公証人・教育機関長・教員・医療従事者などの「国家語」習熟義務（第 3 部）
- ③ 行政・司法・軍隊を含む政府機関、ならびに教育・科学・文化・メディア・IT・サービス業・スポーツ・交通などの「公共分野」における「国家語」の使用規定（第 4・5 部）
- ④ 政府機関の名称・個人名・地名の表記に関する規則（第 6 部）
- ⑤ ウクライナ語の正書法などを策定する国家語標準化委員会に関する規定（第 7 部）
- ⑥ 他の国家機関から独立して言語関連法の施行を監視する国家語保護委員の役割に関する規定（第 8 部）
- ⑦ 公人ならびに私人に対する、法律の違反による罰金の規定（第 8・9 部）

このように幅広い範囲で「国家語」の使用が規定されており、例外ならびに移行措置はあるものの、⁹¹ 一般の商売やコンサートの開催といった広範な「公共分野」が含まれている。かくして新言語

⁸⁹ 当時のメディア報道の例として、本法は「幼稚園・学校・高等教育機関への入学・大学・科学・教育・映画・ラジオ・テレビ・印刷メディア・広告・法令の発行などが、ウクライナ語なして行われる」点や、「国が 2 つに引き裂かれ、その 1 つでは、ウクライナ語を理解する動機が全く無くなってしまふ」ことが批判されている。Палий О. Регіональні мови: поряд чи замість державної? [https://www.pravda.com.ua/columns/2012/06/5/6965798/] (2012 年 5 月 31 日閲覧)。なお「国家言語政策の基本に関する法律」の制定背景などについては、Michael Moser, *Language Policy and the Discourse on Languages in Ukraine under President Viktor Yanukovich (25 February 2010-28 October 2012)*, Stuttgart: Ibidem, 2013 を参照されたい。

⁹⁰ Верховна Рада України. Рішення Конституційного Суду України у справі за конституційним поданням 57 народних депутатів України щодо відповідності Конституції України (конституційності) Закону України «Про засади державної мовної політики» [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/v002p710-18] (2012 年 5 月 31 日閲覧)。なお本違憲審査は法律の制定に際する手続の違反しか認定しておらず、その内容に関する判断は下していない。これについては 2 名の裁判官が個別意見で異を唱え、内容の違憲性も認定すべきと主張している。

⁹¹ 本法は 2 条 2 項で効力が私的なコミュニケーションならびに宗教儀礼には及ばないことが定められている。また「公共分野」に関してサービス業を例として挙げると、30 条 3 項で顧客からの要望があれば、提供者と双方の同意の上で別の言語の使用が認められている。また移行措置として罰金に関する規則は 2022 年から施行されてお

法では「国家語」の機能が大幅に強化されている他、正書法の策定や「外来語に代わるウクライナ語の単語・表現・用語の使用」ならびに「ウクライナ語の低俗化と他言語との混合の防止」が法律の目的として挙げられるなど(3条)、言語規範の策定(コーパス計画)の側面も見られる。

「国家語」の地位に関しては、1条1項で「ウクライナにおける唯一の国家語(公用語)はウクライナ語である」と言及されており、初めてウクライナ語が唯一の「国家語」かつ「公用語」であることが言語法で明記された。象徴的な側面では、前文で先述の憲法解釈理由と判決、ならびに言語政策構想が引用されているが、構想の部分については若干内容が異なっている。

何世紀にも渡る植民地支配者と占領者の同化政策により生じた、国家の言語文化・言語情報空間の歪曲を克服するための戦略的優先事項を規定し、また国家の全土における社会生活の全ての領域でウクライナ語が十分に機能することが、ウクライナ民族(нація)のアイデンティティを維持し、ウクライナの国家統合を強化する保障だとする[……]国家言語政策の構想を考慮し[……]

原典では「植民地支配者(колонізатори)」ならびに「占領者(окупанти)」の文言は見当たらない。両者共にロシア帝国ならびにソ連時代の支配者層や移民を指していると考えられるが、特に後者については2014年以降、ドンバスやクリミアに駐留する親ロシア勢力ないしロシア軍を指す言葉として広く用いられる。また「言語情報空間」におけるウクライナ語振興は「構想」でも計画されているが、2010年と2018年では意味合いが大きく異なることが考えられる。かねてからウクライナではロシア系のロシア語メディアが普及しており、ロシアが対ウクライナ政策の手段として用いることが指摘されていた。⁹² このような懸念がある中、2014年にロシアは正規軍・非正規軍・サイバー攻撃・ソーシャルメディアを併用的に活用する「ハイブリッド戦争」を以てして、大きな抵抗を受けずにクリミア半島を併合した。⁹³ 以降のウクライナでは「ハイブリッド戦争」に対する方策を講じる必要性が唱えられるようになり、特に同国には「言語の壁」が無く、ロシアの情報戦に対して脆弱であることが問題視されている。⁹⁴ 新言語法はドンバス戦争とウクライナ・ロシア間の激しい対立の最中で制定

り、以降は2024年にメディアに関する規則が施行される予定である。新言語法の内容や施行状況については、*Журавльова О.* Мовний закон в Україні: основні тенденції (інфографіка) [https://www.dw.com/uk/мовний-закон-в-україні-коли-набирають-чинності-основні-норми-довідка/a-54188974] (2023年5月31日閲覧)などのメディア報道も参照されたい。

⁹² *Лернатювич В.* «Русская идея» - угроза Україні: медійний аспект // Вісник Львівського університету. Серія журналістика. 2009. № 32. С. 231-236.

⁹³ 志田淳二郎『「ハイブリッド戦争」の理論と実践 —ロシアのクリミア併合(二〇一四年)を手がかりに—』『法学新報』中央大学法学会、125巻9-10号、2019年、90-95頁。

⁹⁴ *Пауко М.* Російська інформаційна експансія: український плацдарм [https://razumkov.org.ua/uploads/article/2017_Information_Warfare_ukr.pdf] (2023年5月31日閲覧)。

されており、上の文書で「占領者」の表現が用いられるのは、「国家語」としてのウクライナ語が、象徴と機能の両面で、ロシア語に対する防衛の役割を担うことが、言語政策上の喫緊の課題であったことを示している。

なお新言語法についても「ロシア語話者の国民に対する事実上の差別を意味する」として複数の最高会議議員が憲法請願を申し立てたが、これは 2021 年 7 月 14 日に憲法裁判所によって棄却された。⁹⁵ 本棄却決定の全てを網羅することは出来ないが、特徴的な事項は以下の通りである。まず「国家語」としてのウクライナ語の象徴的な役割としては 4.1 項で、①法的要素と価値的要素を持つ国家の制度(інститу)として統合的・統一的機能を果たし、なおかつ国家の統一の必要条件であること、②歴史が古代キーウ時代に遡り、国旗・国章・国歌に並ぶ、国家に不可欠な属性であること、③ウクライナ語に対する脅威は、ウクライナの国家安全保障ならびにウクライナ民族(нація)と国家の存在に対する脅威に等しいことが言及されている。機能については、同項でウクライナ国民に対する国家語習熟の義務が、ウクライナの社会空間・情報空間から孤立することを防ぎ、市民の権利を保障するものとして正当化されている。

ロシア語に関しては、①差別禁止の原則に反するため、憲法 10 条の規定はロシア語に特権的地位を与えていないこと(4.2 項)、②ソ連時代の政策から、ウクライナ人の殆どがロシア語に習熟しており、「ロシア語話者の国民」の人為的創出は長きに渡るロシア語政策の結果であることから、請求文にある同概念は、社会人口学的に認められるものではないこと(5 項)、③ロシア語の存在が脅かされている根拠はないこと(13.7 項)、ロシア連邦がロシア語を地政学的利益のために利用していることから、少数言語の中でも EU の公用語がロシア語よりも優先されるのには十分な正当性があること(13.8 項)が挙げられている。⁹⁶

これら両語の歴史的・社会的・政治的背景を述べつつ、本決定は「ロシア語とウクライナ語の 2 言語併用」から「ウクライナ全土の、公共生活のあらゆる分野におけるウクライナ語の定着」に移行することが憲法上規定された言語環境のモデルだと提唱しており(5 項)、⁹⁷ ウクライナ語振興にはアフ

⁹⁵ *Верховна Рада України. Рішення Конституційного Суду України у справі за конституційним поданням 51 народного депутата України щодо відповідності Конституції України (конституційності) Закону України «Про забезпечення функціонування української мови як державної»* [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/v001p710-21] (2023 年 5 月 31 日閲覧)。

⁹⁶ 欧州評議会のヴェニス委員会(Venice Commission / European Commission for Democracy through Law)は新言語法の評価書で、同法律が①クリミア・タタール語などの「先住民族の言語(мова корінних народів)」、②ポーランド語など EU の公式言語である少数言語、③ロシア語など EU の公式言語でない少数言語で異なる規定を設けている点を問題視しており、本決定の 13 項は、これに対する反論に当たる。ヴェニス委員会の評価書は、European Commission for Democracy through Law, *Opinion on the Law on Supporting the Functioning of the Ukrainian Language as the State Language* [https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD(2019)032-e] (2023 年 5 月 31 日閲覧)を参照。

⁹⁷ ここで引用される憲法の条文は 10 条ならびに以下の 11 条である:「国家は、ウクライナ民族(нація)、その歴史的意識、伝統と文化の統合と発展、ならびにウクライナの全ての先住民族と少数民族の民族的(етнічний)・文化的・言

一マティブ・アクションが必要である旨を述べている(13.4項)。

かくして新言語法ならびに最高裁判所による合憲判決は、「国家語」としてのウクライナ語に最大限の象徴的・機能的地位を付与するに至っており、これと反比例するようにロシア語の象徴的・機能的地位は殆ど認められていない。概して、本章で扱った言語政策関連文書からはウクライナ語による単一言語主義ないし言語的ウクライナ化の傾向が読み取れる。

3. まとめ

ここでは前章で見てきた言語政策関連文書の内容ならびにウクライナの言語状況を整理し、第1章で挙げた言語の地位に関する先行研究を踏まえ、改めてウクライナにおける「国家語」の定義と運用について考える。

3.1. 「国家語」の象徴的・機能的側面

まずウクライナにおける「国家語」は明らかにホームズの言う「感情的次元」ならびに「イデオロギ一的次元」に対応する言語の地位である。1989年の旧言語法前文はウクライナ語をウクライナ国民(народ)の言語として位置付けており、現憲法10条の解釈理由はウクライナ民族(нація)との結びつきを強調している。両者ともに国民ないし民族が国家の根幹を成すことを明記しており、これは同語が社会統一を保障する国家の「制度」だとする新言語法の合憲判決にも合致している。また同判決ではウクライナ語が国旗・国章・国歌に準ずるシンボルとされており、ファソルドが「ナショナリズム的目的に使われる言語」として定義する national language に対応すると考えられる。更には憲法解釈でウクライナ人が主要な民族として歴史的に国土を継承していることが示されており、これは先述の通り、アモンの言う Nationalsprache (national language) の定義にも当てはまっている。

他方で「国家語」はホームズによる「指示的次元」と「実用的次元」にも該当する。「国家語」は政府の業務で用いられる、実用的な言語の地位でもあり、実際に憲法10条の解釈判決ならびに2018年の新言語法で使用の規則が定められている。またウクライナ語は行政や科学などの分野で用いられる、十分に規範が備わった言語であり、言語集団の規模および政治的優位性が確保されている。故に「国家語」はファソルドが「ネーションイズム的目的に使われる言語」として定義する official language の役目も担っており、その効力は憲法10条1項が規定しているように、全土に及ぶ。加えて「国家語」の使用範囲はファソルドやアモンが想定している分野を超えており、憲法解釈判決と新言語法はサービス業のような私人同士の「社会生活の公共分野」まで含めている。

語的・宗教的アイデンティティの発展を促進する」。

3.2. 「国家語」が意図する言語状況

現状で「国家語」の地位は唯一ウクライナ語に与えられており、国家そのものを象徴すると同時に、幅広い機能を有するものと定められている。これらの規則は最高法規である憲法で明示的に規定されており、スポルスキーの言う「特別な場合」に当たる。本稿で取り上げてきたテキストでは、ウクライナ語振興が求められる理由として主に、①過去ロシア帝政期・ソ連時代に受けた言語弾圧ならびに言語的ロシア化、②現代における、地政学的利益の追求を意図したロシアによるロシア語の利用が挙げられている。前者については2010年の言語政策構想・新言語法前文・新言語法合憲判決で言及されており、ウクライナは過去に被った「言語文化的アイデンティティの破壊」、「植民地支配者の同化政策」、「長きに渡るロシア語政策」などにより、ウクライナ語の普及を必要とする言語状況に陥ったと記されている。後者は同じく新言語法の前文と、その合憲判決で触れられており、2014年以降のロシアによる敵対行動を念頭に置いた上で、ウクライナ語の普及と政策の必要性を訴えている。

仮にウクライナをフィッシュマンやプランが論じた新興国の一つとして仮定すると、あくまで理論上は同国で①ロシア語に唯一の地位が付与される、②ウクライナ語に唯一の地位が付与される、③領内の複数の言語に地位が付与される、④領内の全ての言語に地位が付与される、などといった言語政策の選択肢があった筈である。独立後のウクライナは②を原則としており、ロシア語の公用語化ないし国家語化が叫ばれたが、原則それはあくまで「第二言語」としてであった。ウクライナ語による単一言語主義が推し進められた要因は様々なものが考えられるが、中でも上記の弾圧の歴史が大きな立ち位置を占めている。ウクライナ語振興政策の第一歩である1989年の言語法は、同語がロシア語の普及によって弱い立場にあるとの危機感から制定されたものであり、故にロシア語は国家を代表する唯一の言語にはなり得ず、①の選択肢は取られない。また新生ウクライナが領土問題や地域による社会的・政治的対立を抱えていたことに鑑みると、国家統合のためには複数の言語を国家語とする余裕は無かったと考えられる。

かくしてウクライナ語は名目上、唯一の「国家語」としての地位が強化され、またロシア語に付与される可能性のあった「公用語」の地位も実質吸収しているが、ウクライナ語振興の立場から見ると、言語政策関連文書で定められる規定は実際の地位が追いついていない現状を示唆している。憲法10条と、その公式解釈は政府機関における「国家語」の使用義務を定めているにもかかわらず、2018年の新言語法で詳細かつ広範な規定が必要であったことは、約10年の間にウクライナ語の使用領域が満足できるほど拡大しなかったことを示している。故に法律上の「国家語」の規定はあくまで全てが履行された時の理想像に過ぎず、言語状況をそのまま反映しないことに留意せねばならない。

更に言えば、ウクライナの人口の大半がウクライナ語とロシア語のバイリンガルである事情を踏

まると、「国家語」としてのウクライナ語の地位を強化するには、必然的にロシア語の地位を低下させ、使用範囲を狭める必要がある。西島によれば、2014年のウクライナにおける政治動乱は「旧ソ連地域の国家語における、多言語主義的な原理(国家語と複数言語との併存という傾向)と、言語ナショナリズム的な原理(ロシア語の排除=ウクライナ語の国語化という単一言語主義への傾向)との対立が現れた象徴的な事件」であった。⁹⁸ 現在のウクライナにおける「国家語」は、national language や official language としての役割だけでなく、ウクライナ語がロシア語に勝る権威と存在感を持つべきという言説をも包含していると考えられる。

3.3. 「国家語」の訳語について

最後に「国家語」の翻訳上の問題について論じたい。冒頭に述べた通り、この用語は英語で通例、state language、日本語で「国家語」と訳される。ウクライナにおける「国家語」は象徴的かつ実用的な側面を合わせ持つため、第1章で取り上げた各種用語の定義と合致することは無いが、部分的に重なるところもある。デイヴィスとドゥピンスキーによる入れ子形式の用語論に則れば、「国家語」は行政における機能を有する state language に確かに相当するが、他方で national language が果たす象徴的ならびにコミュニケーションの機能を兼ねており、また法律に明記されていることから official language にも該当する。ウクライナの「国家語」は西島が言う「国語」が持つであろう「情緒性」を含んではいないものの、「国家の言語」として民族・国民・国家との繋がりが示されており、現状ではウクライナ語に大きな権威性を付与せんとされている点に疑いは無い。

「国家語」は「国家」の次元でウクライナ語の象徴的機能を体現する概念でもあるため、いわゆる国民国家で見られるような、象徴的な役割と機能的な役割が合わさったホームズの official national language や、ブランの politolect ないし central language も近い概念として挙げられる。ただしウクライナはロシア語に限らずハンガリー語・ポーランド語・クリミア=タタール語などといった多くの言語が話される多言語国家であることに変わりはなく、これらの用語で同国における「国家語」を形容することは、現状におけるウクライナ語の地位というよりも、むしろ単一言語主義を志向する言語政策の指針を指すこととなる。

ウクライナでは1989年の制定以来、ウクライナ語が唯一の「国家語」であるものの、その地位名称自体が多義かつ広義であり、一概に定義づけられる用語ではない。「国家語」はウクライナ民族・国民・国家を象徴しており、また近年では機能の面で政府機関に止まらない、幅広い公の場での使用が定義されている。ウクライナ語振興の観点から「国家語」はロシア帝政・ソ連時代の同化政策によって国内に広まっているロシア語に代わっていくものとして捉えられており、ウクライナ語による単

⁹⁸ 西島「旧ソ連地域における国家語の系譜」、114頁。

一言語主義の象徴でもある。故に単に憲法 10 条や言語法におけるウクライナ語の地位に言及するに止まらないのであれば、複合的な概念であるウクライナの「国家語」を論ずる際には、安易に直訳を当てたり、何らかの代替表現を用いるのではなく、「国家語」の如何なる側面を論ずるかで適した用語を使うことが望ましいと考えられる。「国家語」を「一言語・一族・一国家」に基づく、国レベルでの単一言語主義的イデオロギーを体現するものとして扱うのであれば、これを敢えて state language ないし「国家語」として参照する必要がある。もし国民統合的な機能を具体的に考察するのであれば、国民国家における national language ないし「国語」としての側面を、使用範囲や法的規定について詳細に検討するのであれば official language ないし「公用語」としての側面を扱うことを明示的に表す必要があるだろう。

おわりに

本論文では、社会言語学における言語地位の名称に関する議論に基づき、ウクライナの言語政策関連文書から、同国における「国家語」の用語の定義と運用に関する考察を行った。総括的な先行研究を基に、ソ連末期から現代に至るウクライナの「国家語」にまつわる言語政策を、同国の社会の変容を踏まえて通時的に解釈することで、同概念の成立背景ならびに象徴的・機能的役割を明確に論ずることができたと願いたい。しかしながら、本稿で取り上げた法律文書は憲法や言語法といった代表的なものに限られており、「国家語」の概念をより詳細に吟味するには、教育や少数民族といった分野の政策や、最高会議の議事録などの資料も参照する必要があるだろう。2022 年 2 月 24 日にロシア連邦はウクライナに対する全面的侵攻に踏み切ったが、この反動として足元ではウクライナ語を話す者が増え、ロシア語の使用は減っていることが世論調査で報告されている。⁹⁹ 現在のウクライナでは戦時下において急速な言語的ウクライナ化が進んでおり、この最中でロシアのメディアコンテンツの放送が禁止されたり、¹⁰⁰ 教育・科学におけるロシア語の文献参照を禁ずる法案が最高会議に提出されるなど、¹⁰¹ 新たな言語政策の動きが見られる。これらは研究資料の拡充と共に、今後の課題として改めて取り組むこととしたい。

(いけざわ たくみ)

⁹⁹ Фонд Демократичні ініціативи імені Ілька Кучеріва. Національна культура та мова в Україні: зміни в громадській думці після року війни [https://dif.org.ua/article/natsionalna-kultura-ta-mova-v-ukraini-zmini-v-gromadskiy-dumtsi-pislyaroku-viyuni#_Toc129302266] (2023 年 5 月 31 日閲覧)。

¹⁰⁰ Верховна Рада України. Про внесення змін до деяких законів України щодо підтримки національного музичного продукту та обмеження публічного використання музичного продукту держави-агресора [https://zakon.rada.gov.ua/laws/show/2310-IX] (2023 年 8 月 27 日閲覧)。

¹⁰¹ Верховна Рада України. Проект Закону про внесення змін до деяких законів України щодо заборони використання джерел інформації держави-агресора або держави-окупанта в освітніх програмах, в науковій та науково-технічній діяльності [http://w1.c1.rada.gov.ua/pls/zweb2/webproc4_1?pf3511=74677] (2023 年 8 月 27 日閲覧)。

The Meaning of “State Language” in Ukrainian Language Policy Documents

Takumi IKEZAWA

In nowadays Ukraine, Article 10 of the Constitution stipulates that Ukrainian is the only “state language (*derzhavna mova*)”, guaranteeing it a unique legal status at the national level among other languages used in the country, including Russian. The term “state language” is widely used in the former regions of the Soviet Union to indicate the legal status of a language, and the term’s actual usage could vary from country to country, depending on the language policy put in place.

Our aim is to determine the meanings of “state language” as it is used in Ukrainian language policy documents, especially in the Constitution, constitutional reviews, and language laws.

We conclude that the term has three main meanings or usage. Firstly, it acts as a concept unifying and symbolizing the Ukrainian nation, people, or state. Secondly, it represents a language whose functions are defined for use in a wide range of public settings, not limited to government institutions. Lastly, it is seen as a symbol of Ukrainian monolingualism or linguistic ukrainization, aiming for the linguistic derussification of the country.